

変更や新規の取組がありますので必ずこの概要版を確認してください。
 今後国との協議において、内容や単価に変更がある場合がありますので、ご了承ください。
 申請書、実績報告の提出については改めて通知は致しませんので、この概要版や申請書をよく確認し、期限までの申請・報告をお願いします。

大豆助成

大豆団地生産性向上助成

上限単価：8,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 面積要件
水田1ha以上（中山間地域は80a以上 ※中山間地域 瀬場～清川）
 自家用又は畑地の場合、つながり要件としては認める。（団地助成面積には含まない。）
 1筆当たりの平均面積が10a未満の団地については交付対象から除外する。
- 必須要件
 - ①地力向上対策として次のいずれかの土壌改良材または有機資材の投入する。
 ・酸度矯正資材（苦土石灰等） ・有機資材（堆肥、黒ひかり等）
 ・発酵鶏糞（100kg/10a以上の散布で「ほ場地力向上助成」にも該当。）
 ※土壌診断の結果等を参考に、圃場の状況に応じて多取につながる必要量を散布してください。
 - ②共済・収入保険加入必須
- 必須要件の他に、次のいずれか一つ以上の取組を行うこと。
 - ①サブソイラー等による心土破碎や明暗渠の実施排水対策
 - ②土壌診断結果に基づいた堆肥の施用
 - ③種子消毒と防除作業の徹底した実施による疫病・害虫対策
 - ④5月下旬を目途とした適期播種の徹底

交付対象除外

前年、前々年と2年連続で、畑作物の直接支払交付金における町の基準単収（R4まで142kg/10a、R5から141kg/10a）の1/2を下回った農業者については、交付対象外とする。
 ただし、上記理由で交付対象外となった場合でも、つながり要件として認め、団地面積に含めることが可能なため、必要な場合は申請書に記載すること。交付対象とならない農業者の圃場についても、団地の面積に含める場合は、上記の必須要件を満たすことが条件。刈り残しがある圃場は交付対象から除外する。

申請 申請書と団地図面（必須）、土壌改良剤または有機資材の納品書・送り状

大豆団地輪作加算

上限単価：10,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 要件
大豆団地助成の交付対象であること。
 前作に水稻（飼料用米、WC S 稲含む）が作付されていた水田であること。
 一筆単位の取組とし、一筆を分筆しての輪作は対象外とする。（「大豆転換助成」との重複不可）

申請 大豆団地助成の申請書に記載欄があります

単収300kg目標 大豆畝立同時播種導入助成

上限単価：10,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 要件
湿害による単収の伸び悩みを解決するため畝立同時播種の技術を導入する場合、初年度限りで交付する。
 （2年目以降は面積を増やしても交付対象とはなりません。）
 10センチ程度の高さの畝を立てて播種を行う。
- 実績報告 **締切：8月末日**
 作業後の写真等の取組をしたことがわかる書類。
 近景の写真（畝の高さが確認できるようスケール等を用いて撮ってください）
 圃場の全景写真（一筆ごとに必要です。）
 ※播種後速やかに記録の写真を撮って現像してください。中耕培土実施以降の写真は不可

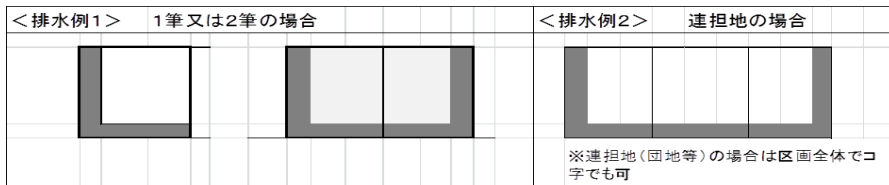
申請 申請書を提出してください

単収200kg目標 大豆排水対策助成

上限単価：2,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 面積要件
一筆5a未満の圃場については助成の対象外とする。
- 具体的要件
当該年度に設置作業を行う。前年以前に設置し、そのまま活用する場合は、交付対象外とする。
 サブソイラー等による心土破碎、又はバックホウや溝掘機等により圃場の外周に深さ概ね20センチ以上の明渠を設置する。暗渠排水は、サブソイラーやプラソイラーにより概ね圃場全体に暗渠を設置する。
- 実績報告 **締切：8月末日**
 作業後の写真等の取組をしたことがわかる書類。圃場全体に実施したことがわかる写真を撮って提出してください。 ※作業後速やかに記録の写真を撮って現像してください。



申請 申請書を提出してください

大豆転換助成

上限単価：5,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 要件
前作で主食用水稻が作付されていた水田に大豆を作付けした農業者に対し支援する。
 一筆単位の取組とし、一筆を分筆しての輪作は対象外とする。（「大豆団地輪作加算」との重複不可）

申請 申請書の提出は不要です（再生協で自動算定）

大豆難防除雑草対策助成

上限単価：1,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 要件
下記の対象除草剤による難防除雑草の防除に取り組んだ農業者に対し支援する。
 共済または収入保険の加入を必須要件とする。

| 助成対象除草剤 | 効果のある難防除雑草例 |
|-------------|----------------------|
| ①大豆バサグラン液剤 | 帰化アサガオ類 |
| ②アタックショット乳剤 | 帰化アサガオ類、アレチウリ、イヌホオズキ |
| ③パワーガイザー液剤 | 帰化アサガオ類、イヌホオズキ |

※難防除雑草は、除草剤を1回処理しただけでは防除できません
 複数の除草剤を適期に使用し、機械防除と組み合わせて体系防除に取り組みましょう
 ※除草剤を含む農薬は、使用基準を遵守し適切に使用してください
 ※町全体の大豆の作付面積に対して、助成取組面積が8割を超えた場合は助成を継続できません
 (2)実績報告 **締切：8月末日**
 除草剤の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類。

申請 申請書を提出してください

そば助成

そば団地生産性向上助成

上限単価：8,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 団地化の条件
 - ①水田2ha以上（ただし、中山間地域は80a以上）
 - ②複数の農業者で形成する場合も可とする
- 必須要件
 - ①7月中旬から8月上旬の適期播種
 - ②共済・収入保険加入
 - ③ほ場地力向上助成、そば土壌改良助成、そば排水対策助成のいずれか一つ以上に取り組み、交付対象であること。 ※地力向上、排水対策、土壌改良助成は別途申請が必要です。

交付対象除外

前年、前々年と2年連続で、畑作物の直接支払交付金における町の基準単収（R4まで26kg/10a、R5から25kg/10a）の1/2を下回った農業者については、交付対象外とする。
 以下、「大豆団地生産性向上助成」と同様

申請 申請書と団地図面（必須）、土壌改良剤または有機資材の納品書・送り状

そば土壌改良助成

上限単価：2,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 具体的要件 次のいずれか一つ以上を取り組むこと。
 - ①貝殻資材有機石灰を10a当たり40kg以上投入する
 - ②苦土石灰を10a当たり60kg以上投入する（農協等で代表的な地点での土壌診断を行い、その結果に基づく施肥の指導を行うこと。）
- 実績報告 **締切：8月末日**
 土壌改良剤の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類。

申請 申請書を提出してください

そば土壌改良助成化成肥料散布加算

上限単価：1,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 具体的要件 「そば土壌改良助成」の交付対象であること。化成肥料（オール14）を10kg/10a以上散布すること。
- 実績報告 **締切：8月末日**
 化成肥料の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類。

申請 土壌改良助成の申請書に記入欄があります

そば振興助成

上限単価：20,000円/10a

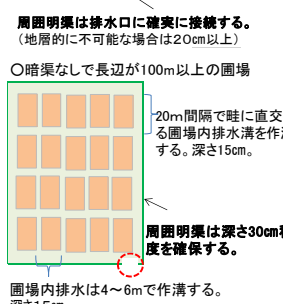
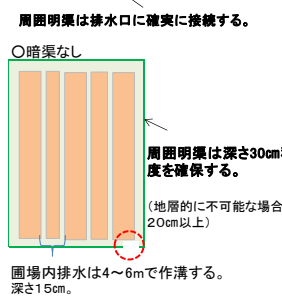
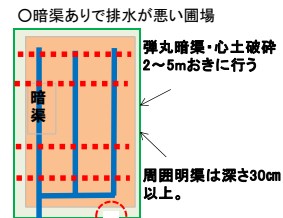
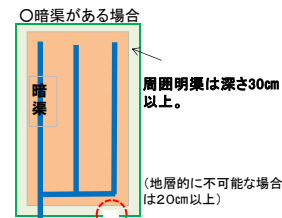
- 要件 生産性向上に資するため、対象圃場について次のいずれかに取り組むこと。
 - ①排水対策の実施
 - ②地力向上対策
 - ③申請者が担い手であること
 - ④団地化
 - ⑤8月上旬までの適期播種

そば排水対策助成

上限単価：6,000円/10a

申請締切
令和5年 **6月16日(金)**

- 具体的要件
当該年度に設置作業を行う。前年以前に設置し、そのまま活用する場合は、交付対象外とする。
 - ①暗渠が設置されている圃場
 全周にバックホウや溝掘機等により深さ30cm以上の明渠を設置する。
 また、排水が悪い圃場については、弾丸暗渠、心土破碎を2～5mおきに行う。
 - ②暗渠が設置されていない圃場
 全周にバックホウや溝掘機等により深さ30cm以上の明渠を設置し、4～6m間隔でくし形に深さ15cm程度の明渠を設置する。長辺が100m以上の圃場については、20m間隔で畦に直交する深さ15cm程度の圃場内排水溝を作溝する。暗渠排水（補助排水、弾丸排水）は、サブソイラーやプラソイラーにより概ね圃場全体に暗渠を設置する。 ※30cm掘ることができない地層の場合は、20cmで可とする。
- 実績報告 **締切：8月末日**
 作業後の写真等の取組をしたことがわかる書類
 ※作業後の写真で、当該年度に実施した事業と認められない場合（明渠内に雑草が繁茂している、溝が崩れて深さが確認できない等）は対象外としますので、作業後速やかに記録の写真を撮ってください。
 写真がない場合は、交付対象外となる場合がありますので、ご注意ください。



申請 土壌改良助成の申請書に記入欄があります

◆大豆・そば団地のつながり要件

- ①ほ場の辺の半分以上が重なって連担していること。
- ②農道、町道、県道、用排水を挟んでいる場合、辺の半分以上が重なっていれば可。
- ③河川、国道、大排水を挟んで面的に重なっている場合、橋梁等による移動距離が100M以内であれば可。
- ④鉄道、高架橋、高規格道路を挟んだ場合は不可。
- ⑤団地の中に、要件を満たさないほ場が発生した場合、当該ほ場についてはつながり要件としては認めるが団地面積には含めず交付対象外となりますので、ご注意ください。

| <団地例1> | | 複数の農地が畦畔で接続 | |
|-----------------------------|--|----------------|--|
| 【そば】 105a | | | <p>辺の半分以上が重なっているため可。</p> |
| <p>辺の重なりは、半分以上重なっていること。</p> | | | |
| <団地例2> | | 複数の農地が河川を挟んで接続 | |
| 【大豆】 120a | | | <p>辺で重なっている田までの移動距離が、川を挟んでも100M以内であれば可。大排水、国道も同じ。</p> <p>× 鉄道、高架橋、高規格道路は、距離にかかわらず認めない。</p> |

ほ場地力向上助成

上限単価：3,000円/10a

申請締切
令和5年

6月16日(金)

- (1)対象作物 大豆、そば
- (2)具体的要件 農協等が代表的地点で土壌診断を行い、その結果に基づく指導を行うこと
次のいずれか一つ以上を投入すること。※黒ひかりは対象外です
①牛ふん堆肥を10a当たり1 t以上 ②豚ふん堆肥を10a当たり500kg以上
③発酵鶏糞を10a当たり100kg以上 ④混合堆肥(あぐりん堆肥を含む)を10a当たり1 t以上
- (3)実績報告 **締切：8月末日**
有機資材の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類

申請

申請書を提出してください

地力増進作物助成

上限単価：20,000円/10a

申請締切
令和5年

6月16日(金)

- (1)対象作物 ソルガム、アカクローバー、クリムソクローバー
- (2)具体的要件 基幹作として地力増進作物を作付けし翌年度に高収益作物または戦略作物を作付けすること
- (3)実績報告 **締切：8月末日**
種子の購入伝票、作業日誌等の耕起・整地・播種・肥培管理を実施したことがわかる書類

申請

申請書を提出してください

需給調整米助成

加工用米複数年契約助成

上限単価：3,000円/10a または 1,000円/10a

- (1)対象作物 実需者との複数年契約(3年以上)に基づき生産する加工用米
令和5年産からの新規契約は単価を1,000円/10aとする
- (2)要件 加工用米複数年契約に係る生産者リストに掲げられていること。

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

多収品種飼料用米複数年契約助成

上限単価：3,000円/10a

- (1)対象作物 実需者との複数年契約(令和3年産～令和5年産までの3年分、令和4年産～令和6年産までの3年分)に基づき生産する多収品種飼料用米
- (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

醸造用米助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)対象作物 生産数量の外数で取り組む醸造用米
- (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

新市場開拓用米助成

上限単価：20,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米(輸出来)
- (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

新市場開拓用米複数年契約助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米(輸出来)
- (2)要件 新規需要米取組計画の認定を受けること
3年以上の複数年契約であること

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

重点振興作物助成

重点振興作物助成

単価は下図参照

申請締切
令和5年

5月12日(金)

- (1)対象作物 下記作物のうち、令和6年3月31日までに収穫出荷が確実な圃場のみ申請してください
※露地のバラ、トマト、こまつな、ほうれんそう、せいさいは交付対象外とします。
※株養生期間は交付対象外とします

| 上限単価 | 対象作物 |
|-------------|---|
| 45,000円/10a | トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、鉢物(シクラメン) |
| 40,000円/10a | トマト、ネギ、赤かぶ、枝豆、シャインマスカット |
| 30,000円/10a | カラトリ、メロン、さといも、アスパラガス、こまつな、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ペピーリーフ、ニラ |
| 20,000円/10a | わらび、行者にんにく、月山筍 |

申請

申請書を提出してください

重点振興作物輪作加算

上限単価：5,000円/10a

申請締切
令和5年

5月12日(金)

- (1)対象作物
ねぎ、トマト、メロン、ほうれんそう、せいさい、トルコギキョウ、ストック、キク、宿根カスミソウ、ひまわり、ダリア、紅花、赤かぶ、枝豆、ブロッコリー
- (2)要件
生産性向上のために、輪作体系の導入を行うこと。(3年連作の禁止)
輪作体系の確立のため、農協・普及センターの意見に基づき輪作計画を策定する。
適正な輪作体系とは地域の実情に即した、持続的かつ安定的な農業を可能とする輪作体系とする。
前年の計画書に基づいた作付になっているか確認すること。
※前年の計画書と整合性が取れない場合は交付対象外となる場合があります。

申請

重点振興作物助成の申請書に記載欄があります
農協から確認を受けた輪作計画書を添付してください

県産地交付金

(単価は不確定で大きく変動する場合があります)

飼料用米助成

上限単価：5,000円/10a

申請締切
令和5年

5月12日(金)

- (1)要件 低コスト化への取組を3つ以上実施(令和4年度と同じメニューを選択できます)
- (2)申請 取組確認書を提出 → 実績報告様式を送付
一括管理の場合、実績報告書類はコメ新市場開拓等促進事業の報告書で代用可能です。
(区分管理の多収品種の場合は代用不可)

申請

取組確認書を提出 → 実績報告様式を送付します
一括管理の場合、実績報告はコメ新市場開拓等促進事業の報告書で代用可能です
(区分管理の多収品種の場合は代用不可)

加工用米助成

上限単価：5,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸質肥料等の散布
- (2)対象者 コメ新市場開拓等促進事業に申請した協議会の農業者であること
ただし、コメ新市場開拓等促進事業との重複需給不可

新市場開拓用米助成

上限単価：8,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸質肥料等の散布
- (2)対象面積 コメ新市場開拓等促進事業に申請し、不採択となった面積を上限とする

園芸施設作物助成

単価は下図参照

申請締切
令和5年

5月12日(金)

- (1)対象作物 園芸施設内で作付される下記の作物

| 上限単価 | 加温※ | 対象作物 |
|--------------|------|--|
| 10,000円/10a | 加温なし | トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、ねぎ、メロン、トマト、こまつな、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、鉢物(シクラメン)、ブロッコリー、ペピーリーフ、シャインマスカット |
| 100,000円/10a | 加温あり | トルコギキョウ、ストック、菊、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、ねぎ、メロン、トマト、こまつな、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ペピーリーフ、シャインマスカット |
| 200,000円/10a | 加温あり | バラ、鉢物(シクラメン) |

※加温あり＝2カ月以上ボイラーによる加温で作物を生産する場合

- (3)実績報告
加温ありの場合はボイラー写真、燃料の伝票、加温した期間がわかる作業日誌を添付してください。

申請

申請書を提出してください

重点振興作物規模加算

上限単価：5,000円/10a

- (1)要件
農業所得の向上を目的とし、重点振興作物のうち、より高収益が見込まれるネギ、赤かぶ、枝豆、花卉(重点振興作物助成対象の花弁のみ)の合計面積が60a以上の農業者に対し支援する。

申請

申請書の提出は不要です(再生協で自動算定)

注意

作物変更、収穫出荷の断念等があった場合は、速やかに再生協議会事務局(役場農林課)に来庁のうえ、営農計画書の訂正をお願いいたします。
連絡がなく、誤って交付金が交付された場合は、虚偽の申請と捉えられかねませんので、事務局からの連絡を待たず直ちにご報告ください。

経営所得安定対策等交付金の交付申請に関する誓約事項 より抜粋

- ◆出荷・販売契約書や出荷・販売伝票等の証拠書類を交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管し、地方農政局等からの求めがあった場合には、提出します。
- ◆以下の場合には、交付金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。
 - (1)交付申請書、営農計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2)正当な理由なく、営農計画書に記載した交付対象作物を作付けていないことが判明した場合
 - (3)営農計画書に記載した交付対象作物について、必要な出荷・販売契約等の締結や計画の認定を受けていないこと、適切な作付け・肥培管理・収穫等が行われていないことや、正当な理由なく、出荷・販売をしていないこと、その他交付要件を満たさず取組が行われていないことが判明した場合

自然災害、鳥獣被害が発生した場合は、各自写真記録をお願いします。
大豆、そばの収穫量が基準単収の1/2を下回った場合、理由書に被害写真の提出が必要となります。(冠水した場合は、水が引き切らない状況での写真をお願いします。)